

第3号議案

豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由） 辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

豊岡市辺地総合整備計画 (案)

平成 28 年度

平成 28 年 3 月

兵 庫 県 豊 岡 市

豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市日高町万場ほか4辺地

(辺地の人口 人 面積 k m^2 : 別記)

1 辺地の概況 (別記)

(1) 辺地を構成する市 (町) 又は字の名称

(2) 地域の中心の位置

(3) 辺地度点数 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から南西へ約 25 km に位置し、大部分を山間部が占め、周囲を 1,000m 前後の山々に囲まれた神鍋高原に集落が散在する地形である。

当該辺地のコミュニティの中心であった西気小学校が平成 25 年 3 月に廃校となり、地域の衰退が危惧されるなか、地域で活性化委員会が組織され、地域の今後のあり方について議論され、小学校跡地の活用について当該地区公民館を整備する計画が検討されてきた。また、現在の地区公民館は昭和 56 年の建築で老朽化が著しいことに加え、自治会の集会所としても位置付けられ、全体の活動に大きな制約を余儀なくされている。西気小学校跡地に新たに地区公民館を整備することにより、地域住民の利便性及び安全性の向上や地域コミュニティ活動の活性化が図られる。

3 公共的施設の整備計画

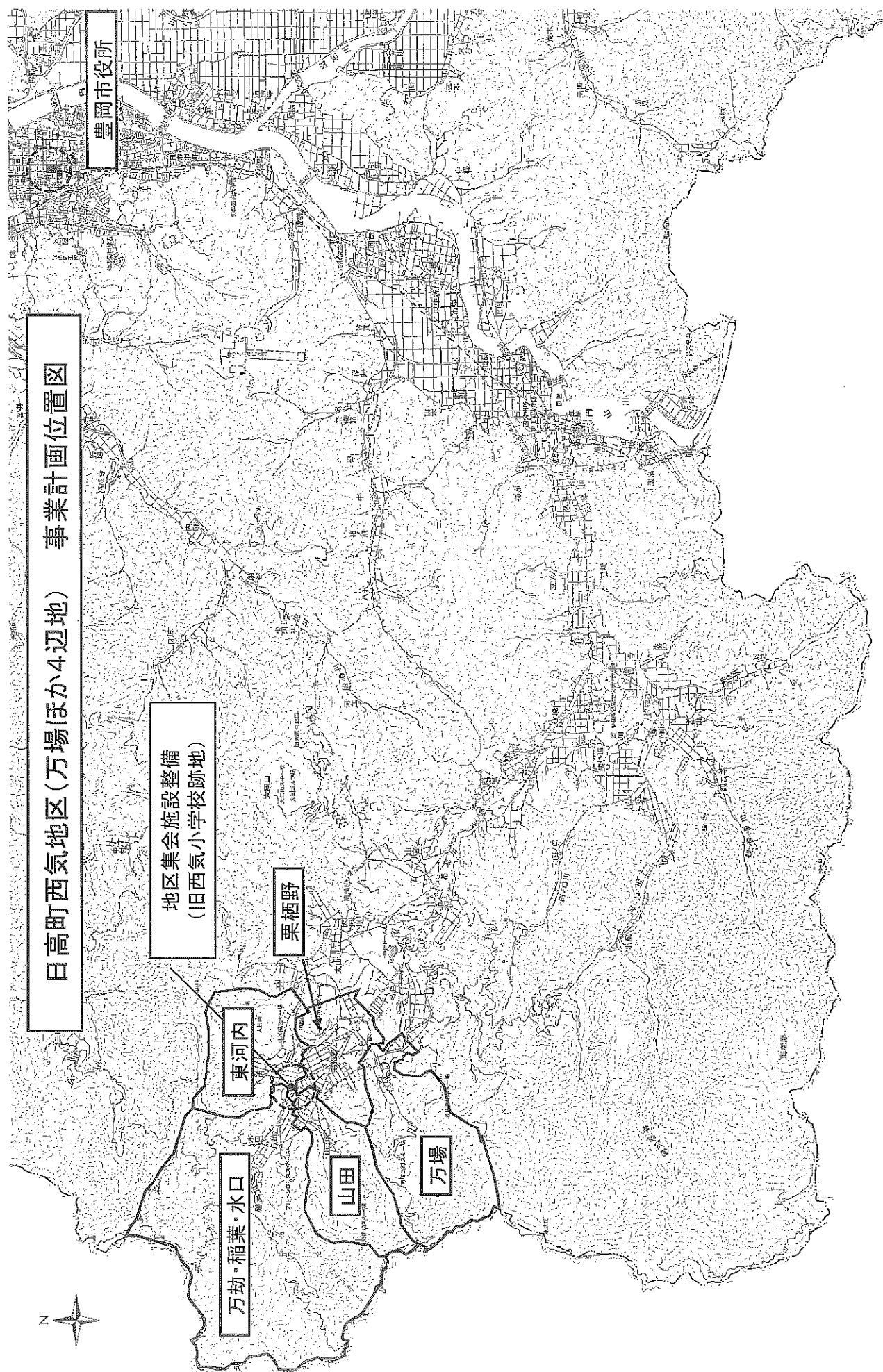
平成 28 年度 (1 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
西気地区 公民館	豊岡市	253, 100	0	253, 100	253, 100
合 計		253, 100	0	253, 100	253, 100

(別 記)

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	1 辺地の概況		
			辺地を構成する町 または字の名称	地域の中心の位置	辺地度 点数
日高町万場	159	3.0	豊岡市日高町万場	豊岡市日高町万場字下畑283-1	105
日高町栗栖野	228	1.4	豊岡市日高町栗栖野	豊岡市日高町栗栖野字鍛ヶ野59-187	111
日高町山田	147	1.7	豊岡市日高町山田	豊岡市日高町山田字杉ノ本148-4	134
日高町万劫 稲葉 水口	146	6.5	豊岡市日高町万劫 豊岡市日高町稲葉 豊岡市日高町水口	豊岡市日高町万劫字石谷118-3	144
日高町東河内	173	2.4	豊岡市日高町東河内	豊岡市日高町東河内字雀ヶ森835	128



豊岡市総合整備計画

兵庫県豊岡市但東町西谷辺地

(辺地の人口 54人 面積 3.5k㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 豊岡市但東町西谷
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市但東町西谷井上口10-2
- (3) 辺地地点数 141点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から東南へ約25kmに位置し、そのほとんどが急傾斜の山間部であり、西谷川沿いの谷あいには小集落が散在する地形である。

豊岡市ではスギ・ヒノキの人工林について、適切な保育事業(除間伐、搬出間伐等)及び林道・作業道等の森林路網の整備を実施することにより、森林の持つ水源かん養等の公的機能向上を図ると共に防災機能の強化に努めている。

林道床尾線は市の南東部に位置し、豊岡市但東町出合市場から朝来市和田山町竹ノ内を結ぶ14.2km(豊岡市分7.6km)の森林管理道である。平成27年2月、豊岡市但東町西谷地内において融雪による斜面崩壊が発生し、一部通行不能となり、崩壊土砂を撤去し通行を確保したものの、その後も上部からの落石が続き安全な通行が確保されていない状況である。

当該部分に防護柵を設置することにより、上部からの落石に備えることで施業実施者等通行者の安全な通行を確保し、更なる森林整備の推進を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度 (1年間)

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道床尾線	豊岡市	1,832	0	1,832	1,800
合 計		1,832	0	1,832	1,800



但東町西谷辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

林道補修

第4号議案

但馬行政不服審査会設置に関する規約制定について

但馬行政不服審査会設置に関する規約を制定するために関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

行政不服審査法の改正により設置が義務付けられた行政不服審査会を但馬地域の地方公共団体が共同して設置するため。

但馬行政不服審査会設置に関する規約

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、次に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条に規定する執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を共同して設置する。

豊岡市 養父市 朝来市 美方郡香美町 美方郡新温泉町 公立豊岡病院組合 公立八鹿病院組合 南但広域行政事務組合 美方郡広域事務組合 但馬広域行政事務組合 北但行政事務組合

(名称)

第2条 この機関は、但馬行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

(執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、但馬広域行政事務組合（以下「組合」という。）の事務所内とする。

(組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第5条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、組合の管理者が選任する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 組合の管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 8 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員の身分の取扱いについては、組合条例による附属機関の委員の身分取扱いの例による。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、委員の過半数をもって決する。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第8条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(会議の招集の特例)

第9条 委員の選任後最初に開かれる審査会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、組合の管理者が行う。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人をいう。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

(提出資料の交付の求め)

第11条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第13条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(提出資料の交付の方法)

第12条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の送付による交付)

第13条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、組合の事務局において処理する。

(経費)

第15条 審査会の運営に要する費用は、審査会へ諮問を行った関係団体が負担する。

- 2 諮問を行った関係団体は、前項に規定する負担金を組合の管理者が指定する期日までに、組合へ納入しなければならない。

(歳入歳出予算)

第16条 審査会の運営に要する経費は、組合の予算に計上し執行する。

(決算報告)

第17条 組合の管理者は、審査会に関する決算を組合議会の認定に付したときは、速やかに当該決算を関係団体の長に報告しなければならない。

(その他必要事項)

第18条 この規約に定めるものを除くほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

但馬行政不服審査会設置に関する規約案要綱

1 設置

行政不服審査法に規定する執行機関の附属機関として、審査請求に対する裁決案について調査審議するための機関を但馬地域の地方公共団体で共同して設置すること。(第1条関係)

2 名称

機関の名称を但馬行政不服審査会とすること。(第2条関係)

3 執務場所

審査会の執務場所は、但馬広域行政事務組合の事務所内とすること。(第3条関係)

4 組織

審査会は、委員3人をもって組織し、非常勤とすること。(第4条関係)

5 委員

審査会の委員は、但馬広域行政事務組合の管理者が選任し、任期は3年とすること。また、その他職務上の義務などについて定めること。(第5条関係)

6 会長

審査会に、会長を置き、会務を総理すること。また、あらかじめ会長の代理を選任すること。(第6条関係)

7 会議

会議は、会長が招集し、その議長となること。また、全ての委員が出席しなければ会議を開き、議決することができないこととし、その議決の方法について定めること。(第7条関係)

8 会議の非公開

審査会の調査審議の手続は、公開しないこと。(第8条関係)

9 会議の招集の特例

会議の招集の特例を定めること。(第9条関係)

10 調査審議の手続の併合又は分離

審査会は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審査の手続を分離することができること。(第10条関係)

11 提出資料の交付の求め

審査会に提出された資料の写し等を審査関係人が求める際の申請書面について定めること。(第11条関係)

12 提出資料の交付の方法

審査会に提出された資料の写し等を審査関係人に交付する方法について定めること。(第12条関係)

13 提出資料の送付による交付

審査関係人は、資料の写し等の交付について、送付の方式によることを求めることができること。(第13条関係)

14 庶務

審査会の庶務は、但馬広域行政事務組合の事務局において処理すること。(第14条関係)

15 経費

審査会の運営に関する費用は、審査会へ諮問を行った関係団体が負担すること。(第15条関係)

16 歳入歳出予算

審査会の運営に要する経費は、但馬広域行政事務組合の予算に計上し執行すること。(第16条関係)

17 決算報告

但馬広域行政事務組合の管理者は、審査会に関する決算を関係団体の長に報告すること。(第17条関係)

18 その他必要事項

審査会の運営について必要な事項は、審査会が定めること。(第18条関係)

19 附則

この規約は、平成28年4月1日から施行すること。

第5号議案

土地の取得について

円山川運動公園移転整備事業用地として、下記の土地を取得しようとする。

よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 取得する土地の表示 豊岡市下鶴井字船戸910番1 外61筆
- 2 取得面積 92,939.72㎡
- 3 取得価格 368,463,800円
- 4 契約の相手方 豊岡市 [REDACTED] 番地
[REDACTED] 外35

（備考） 明細は別紙のとおり

(別紙)

取得する土地の明細

大字	小字	地番	地目	面積(㎡)	所有者の住所	所有者の氏名
下鶴井	船戸	910-1	田	2,383.26		
下鶴井	船戸	911-1	田	550.52		
下鶴井	船戸	911-2	田	1,901.80	〃	〃
下鶴井	船戸	915	田	2,242.13		
下鶴井	船戸	956	田	2,227.11		
下鶴井	船戸	948	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	918	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	919-2	田	600.57	〃	〃
下鶴井	船戸	929	田	2,402.28		
下鶴井	船戸	946-1	田	2,903.76		
下鶴井	船戸	939	田	3,042.89		
下鶴井	船戸	950	田	3,613.43	〃	〃
下鶴井	船戸	924	田	1,401.33		
下鶴井	船戸	941-1	田	2,499.37		
下鶴井	船戸	955	田	795.75		
下鶴井	船戸	927	田	3,042.89		
下鶴井	船戸	926	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	912	田	1,101.04		
下鶴井	船戸	949	田	3,042.89		
下鶴井	江向	968	田	6.91	〃	〃
下鶴井	船戸	937	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	917	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	943-1	田	737.70		
下鶴井	船戸	930	田	2,152.04		
下鶴井	船戸	925	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	957	田	1,681.59		
下鶴井	船戸	936-1	田	2,901.75		
下鶴井	船戸	938	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	928	田	1,451.38		
下鶴井	船戸	942-1	田	561.53		
下鶴井	船戸	931	田	2,101.99		
下鶴井	船戸	923-1	田	1,319.25		

下鶴井	船戸	923-2	田	200.19	〃	〃
下鶴井	船戸	958	田	1,291.22		
下鶴井	船戸	913	田	3,002.85		
下鶴井	船戸	914	田	800.76	〃	〃
下鶴井	船戸	915-1	田	1,506.43	〃	〃
下鶴井	船戸	920-1	田	2,306.19		
下鶴井	船戸	940	田	3,002.85	〃	〃
下鶴井	船戸	919-1	田	1,400.33		
下鶴井	船戸	932-1	田	846.80		
下鶴井	船戸	947	田	3,002.85		
下鶴井	江向	982	田	309.46	〃	〃
下鶴井	江向	969	田	198.95		
下鶴井	江向	970	公衆用道路	653.51		
下鶴井	江向	962	公衆用道路	69.31	〃	〃
下鶴井	江向	977	用悪水路	8.66	〃	〃
下鶴井	船戸	909-1	用悪水路	142.13	〃	〃
下鶴井	船戸	909-2	用悪水路	154.14	〃	〃
下鶴井	船戸	916	公衆用道路	1,659.57	〃	〃
下鶴井	船戸	921-1	用悪水路	404.38	〃	〃
下鶴井	船戸	922-1	用悪水路	500.47	〃	〃
下鶴井	船戸	934-1	用悪水路	111.10	〃	〃
下鶴井	船戸	934-2	公衆用道路	527.50	〃	〃
下鶴井	船戸	935-1	用悪水路	160.15	〃	〃
下鶴井	船戸	935	公衆用道路	736.70	〃	〃
下鶴井	船戸	944-1	用悪水路	230.21	〃	〃
下鶴井	船戸	945-1	用悪水路	507.48	〃	〃
下鶴井	船戸	953-1	用悪水路	197.18	〃	〃
下鶴井	船戸	953	公衆用道路	731.69	〃	〃
下鶴井	船戸	956-1	用悪水路	503.47	〃	〃
下鶴井	船戸	959-1	用悪水路	88.08	〃	〃

監 査 報 告 書

1. 監査対象期間（第 24 期）

自 平成 26 年 10 月 1 日

至 平成 27 年 9 月 30 日

2. 監査概要

私たち監査役は、株式会社北前館の第 24 期の営業年度における経営状況について、平成 27 年 11 月 4 日代表取締役石田孝一より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類並びにこれらに付帯する関係補助簿について、宮部支配人より報告、説明を受け照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役石田孝一でした。

3. 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の損益の状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為又は、定款に違反する事実はないと認めます。

4. 監査意見書

私たち監査役は、毎月の役員会に出席して取締役の経営検討執行状況及び、日々の従業員の勤務状況も確認してきました。

第 24 期決算に於いては、1,319 千円の経常利益、1,111 千円の当期純利益が計上されています。海水浴シーズンの好天と駐車場の料金値上げで売上げが確保でき黒字が計上されていますが、夏場の天候に左右されない根本的な営業体制の見直しが必要と考えます。

経営を安定させられるよう取締役及び社員全員が一丸となり、尚一層の努力をされることを切に望みます。

平成 27 年 11 月 4 日

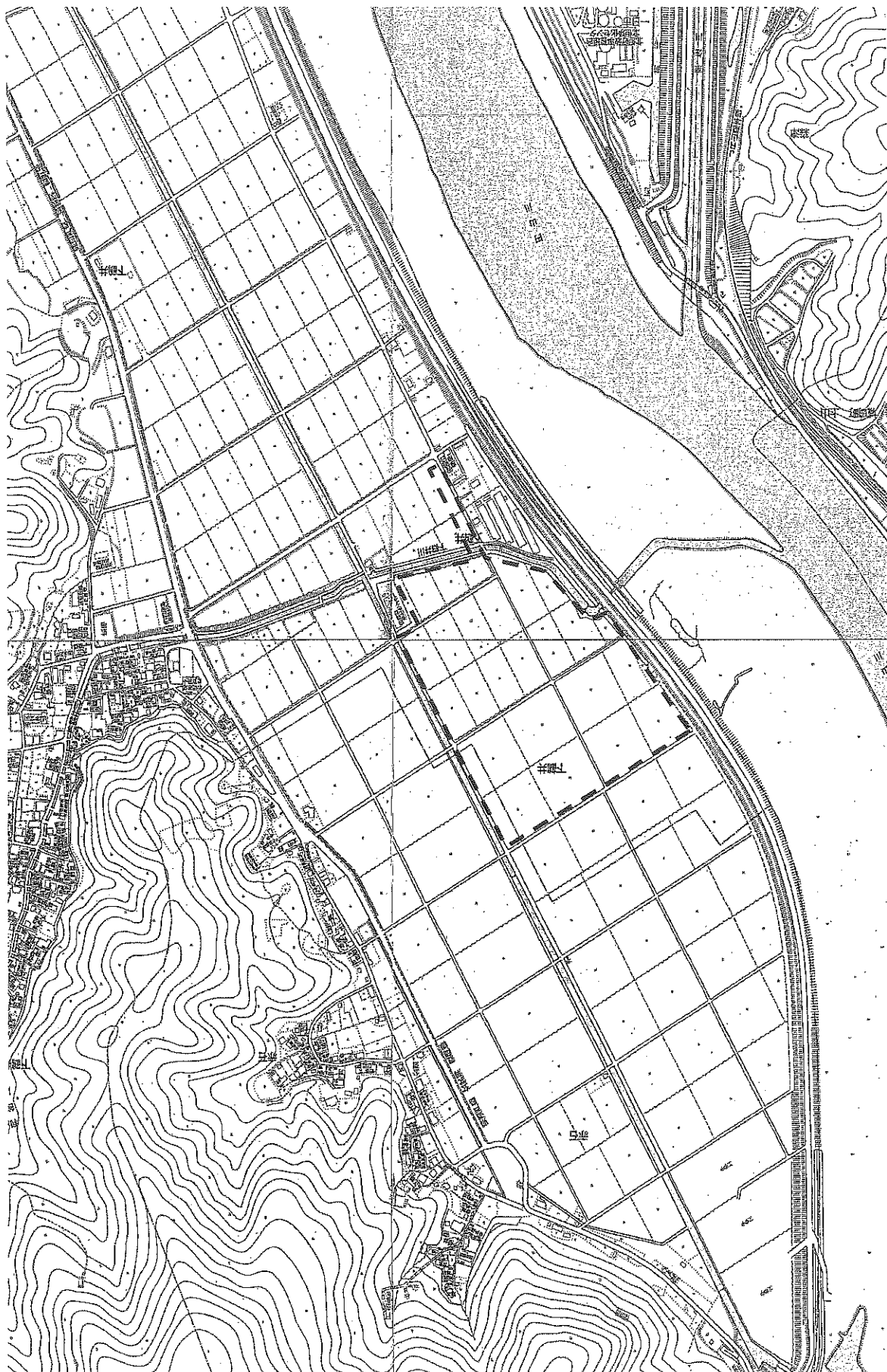
監査役 太田垣 征 司

監査役 太田垣 健 作

株式会社 北 前 館

代表取締役 石 田 孝 一 殿

円山川運動公園移転整備用地区域図



第6号議案

工事請負契約の締結について

豊岡斎場火葬炉設備等改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。
よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(平成17年豊岡市条例第55号) 第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 豊岡斎場火葬炉設備等改修工事 |
| 2 契約の方法 | プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 契約の金額 | 318,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社 宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹 |

(備考) 工期限 平成30年3月20日

参考資料

豊岡斎場火葬炉設備等改修工事

- 1 施工場所 豊岡市高屋地内
- 2 工事概要
 - 火葬炉の入替え 6 炉
 - 受電設備、給排気設備などの全面入替え
 - 冷却前室の新設 6 箇所
 - 冷却前室新設に伴う増築工事

第7号議案

豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

平成28年度豊岡市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を下記のとおり定めたいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 賦課総額 | 5,887,000円 |
| 2 賦課単価 | |
| (1) 水稻共済割 | 共済金額1万円当たり 20円 |
| (2) 麦共済割 | 共済金額1万円当たり 20円 |
| (3) 家畜共済割 | |
| ア 乳牛 | 共済金額1万円当たり 60円 |
| イ 肉用牛 | 共済金額1万円当たり 50円 |
| ウ 豚 | 共済金額1万円当たり 40円 |
| (4) 果樹共済割 | 共済金額1万円当たり 50円 |
| (5) 畑作物共済割 | 共済金額1万円当たり 60円 |
| (6) 園芸施設共済割 | |
| ア プラスチックハウスⅡ類 | 共済金額1万円当たり 10円 |
| イ ガラス室Ⅱ類 | 共済金額1万円当たり 2円 |

第 8 号議案

平成27年度豊岡市農業共済事業農作物共済特別積立金の取崩しについて

平成27年度に実施する水稻損害防止事業費に充てるため、水稻特別積立金を下記のとおり取崩したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第168条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|----------------|---------|
| 1 水稻特別積立金の取崩し額 | 619千円以内 |
|----------------|---------|

○ 水稻特別積立金取崩し額の根拠 619 千円以内（特積戻入、業務繰入）

(1) 有害鳥獣等対策事業費	2,869,000円
(2) 水稻共済損害防止事業費助成金	714,000円
(3) = (1) - (2)	2,155,000円
(4) 既議決取崩し額	1,536,000円
(5) 今回取り崩し額 (3) - (4)	<u>619,000円</u>

(資 料)

○ 特別積立金取崩しに係る共済収支の5年後(平成32年度)の推計

	推 計 の 項 目	見込金額等
①	積立金見込残高	116,025千円
②	支払責任共済金見込額	17,015千円
③	手持共済掛金見込額	1,832千円
④	支払責任共済金への積立金充当必要額 (②－③)	15,183千円
⑤	積立金取崩しによる支払余力 (①／④)	約7.6倍

以上のとおり推計されることから、今後5年間、共済金の支払いに窮するおそれはないものと予測される。

第 9 号議案

平成28年度豊岡市農業共済事業農作物共済特別積立金の取崩しについて

平成28年度に実施する水稻損害防止事業費に充てるため、水稻特別積立金を下記のとおり取崩したいので、豊岡市農業共済条例（平成17年豊岡市条例第115号）第168条第4項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | | |
|---|--------------|---------------|
| 1 | 水稻特別積立金の取崩し額 | 3, 2 8 6 千円以内 |
|---|--------------|---------------|

○ 水稻特別積立金取崩し額の根拠 3,286 千円以内（特積戻入、業務繰入）

(1) 有害鳥獣等対策事業費	4,000,000円
(2) 水稻共済損害防止事業費助成金	714,000円
(3) = (1) - (2)	<u>3,286,000円</u>

(資 料)

○ 特別積立金取崩しに係る共済収支の5年後(平成33年度)の推計

	推 計 の 項 目	見込金額等
①	積立金見込残高	110,211千円
②	支払責任共済金見込額	17,013千円
③	手持共済掛金見込額	1,832千円
④	支払責任共済金への積立金充当必要額 (②－③)	15,181千円
⑤	積立金取崩しによる支払余力 (①／④)	約7.3倍

以上のとおり推計されることから、今後5年間、共済金の支払いに窮するおそれはないものと予測される。

第10号議案

豊岡市農業共済事業果樹共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の7第5項の規定に基づき、果樹共済の危険段階基準共済掛金率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「果樹危険段階基準共済掛金率等設定要領」（平成16年2月10日付、農経第1403号）第7の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 果樹共済
- 2 危険段階の別を定める共済目的 なし2類
- 3 引受方式 半相殺減収総合一般方式
- 4 危険段階の数 5
- 5 危険指数の設定方法
危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1.000」とし、
最大値の指数を最小値の「2.000」倍にして設定した。
- 6 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成29年産から

資料

果樹共済(なし)危険段階基準共済掛金率等

類区分	危険段階 区分	被害率の 平均 (%)	危険 指数	掛金率 (%)
2類 (二十世紀)	1	8.8	2.000	5.4
	2	7.3	1.830	4.9
	3	2.2	1.250	3.3
	4	0.0	1.000	2.7
	5	—	—	3.3

現行	
危険段階 区分	掛金率 (%)
1	6.9
2	5.6
3	4.6
4	3.8
5	3.2
6	3.9

第11号議案

豊岡市農業共済事業畑作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の15第6項の規定に基づき、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率を設定するにあたり、危険段階の数及び危険指数の設定方法等を次のとおり定めたいので、「畑作物危険段階基準共済掛金率等設定要領」（平成16年2月10日付、農経第1402号）第7の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 畑作物共済
- 2 危険段階の別を定める共済目的 大豆1類・大豆2類
- 3 引受方式
 一筆方式及び全相殺方式
- 4 危険段階の数
 一筆方式及び全相殺方式とも
 大豆1類：4 大豆2類：4
- 5 危険指数の設定方法
 一筆方式及び全相殺方式とも
 大豆1類：危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1.000」とし、最大値の指数を最小値の「2.804」倍にして設定した。
 大豆2類：危険段階の最小値の危険程度を表す指数を「1.000」とし、最大値の指数を最小値の「3.242」倍にして設定した。
- 6 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成28年産から

資料

畑作物共済(大豆)危険段階基準共済掛金率等

類区分	危険段階 区分	被害率の 平均 (%)	危険 指数	掛金率 (%)		現行掛金率(%)	
				一 筆 方 式	全相殺 方 式	一 筆 方 式	全相殺 方 式
1 類 (黒大豆 以外)	1	11.5	2.804	12.1	13.0	17.3	18.7
	2	5.9	1.439	6.2	6.6	11.6	12.5
	3	4.1	1.000	4.3	4.6	10.2	11.1
	4	—	—	6.9	7.4	10.7	11.6
2 類 (丹波黒 大豆)	1	21.4	3.242	14.9	17.7	14.5	16.9
	2	12.3	1.863	8.5	10.1	11.2	13.1
	3	6.6	1.000	4.6	5.5	5.7	6.6
	4	—	—	9.1	10.8	12.0	14.0